

仙台市 避難所運営マニュアル（別冊）

大雨時避難・開設編

「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」や「令和元年東日本台風（台風第 19 号）に伴う大雨」では、河川氾濫及び土砂災害の危険性が高まったことにより、市内全域に避難情報を発令し、多くの避難所を開設する状況となりました。

本マニュアルは、今後、同様の災害の発生に備え、地域における水害・土砂災害の危険性に応じた避難や避難所開設について記載したものです。なお、開設後の運営はこれまでどおり仙台市避難所運営マニュアル活動編により行います。以下の方々が共有して活用します。



【地域団体】

連合町内会や町内会など、避難所が設置される地域で組織されている団体です。安全を確保するため、事前に定めたルールにより避難所の開設や避難者の受け入れを行います。



【避難者】

避難所に避難される方です。避難者はおおむね避難所が設置されている地域の住民ですが、他地域の浸水想定区域にお住まいの方などが避難される場合もあります。また、避難所では避難所担当課等と連携して備蓄物資の配布等、各種活動を積極的に行います。



【避難所担当課・避難所担当職員】

仙台市から避難所に派遣される職員です。土砂災害警戒情報が発表された場合、市が避難情報を発令した場合又は水害・土砂災害の前兆現象や実災害を確認した場合、避難所に避難者が来た場合に備え、各指定避難所へ派遣されます。



【施設管理者・職員】

避難所となる施設の管理者や職員です。

仙台市避難所運営マニュアル（別冊） 大雨時避難・開設編 目次

第1章 避難

- 1 大雨に伴う災害について・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2 地域のハザードマップ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 日頃からの備えと大雨の際の行動・・・・・・・・・・ 6
 - 3-1 河川氾濫からの避難にあたって・・・・・・・・・・ 8
 - 3-2 土砂災害からの避難にあたって・・・・・・・・・・ 10
 - 3-3 河川氾濫、土砂災害からの避難にあたって・・・・・・・・ 12
 - 3-4 大雨時の避難にあたって・・・・・・・・・・ 14
 - 3-5 ため池決壊からの避難にあたって・・・・・・・・・・ 16
 - 3-6 ダム緊急放流による河川氾濫からの避難にあたって・・・・・・・・ 18

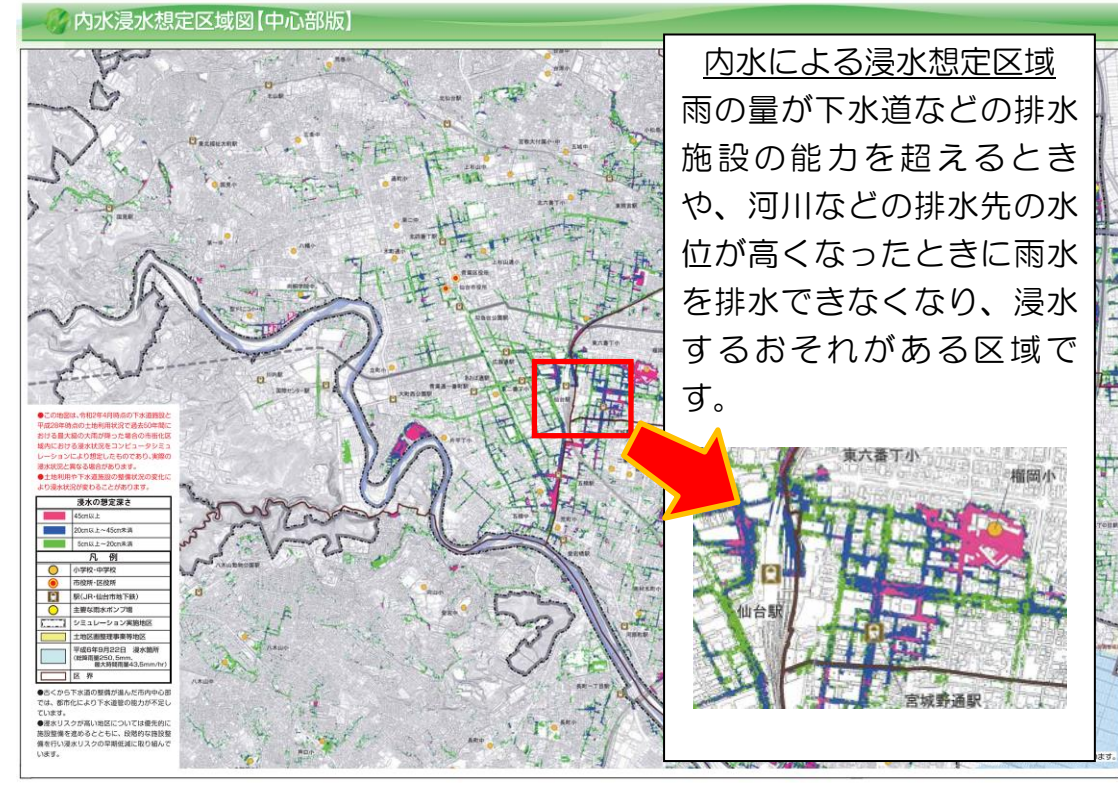
第2章 避難所開設

- 1 大雨時の開設避難所・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 2 関係者の行動や役割の確認・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
- 3 情報連絡体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
- 4 避難所開設の流れ - 指定避難所を例に - ・・・・・・・・ 26
 - 4-1 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）・・ 27
 - 4-2 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）・・ 28

第1章 避難

- ▶ 大雨時には、地域の住民が自らの判断で適切な避難行動をとることが重要です。
- ▶ 地震時と異なる避難所への避難や、状況によっては自宅にとどまるといった判断も必要になります。
- ▶ 本章では、日頃からの備えや地域における水害・土砂災害の危険性に応じた「避難の流れ」について記載しています。

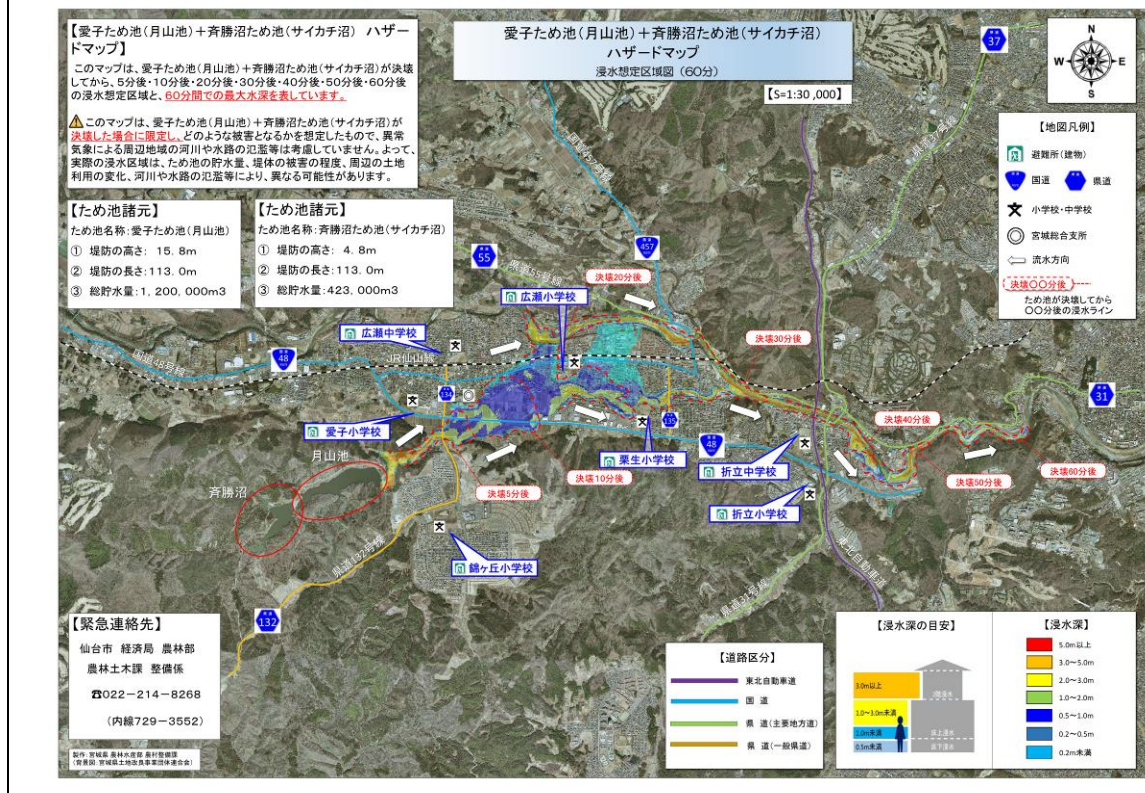
内水による浸水のおそれのある区域



※内水ハザードマップの詳細については、下記の URL を参照。(仙台市ホームページ)
<https://www.city.sendai.jp/gesuido-kekaku/kurashi/machi/lifeline/gesuido/gesuido/gaiyo/shinsui/naisui.html>



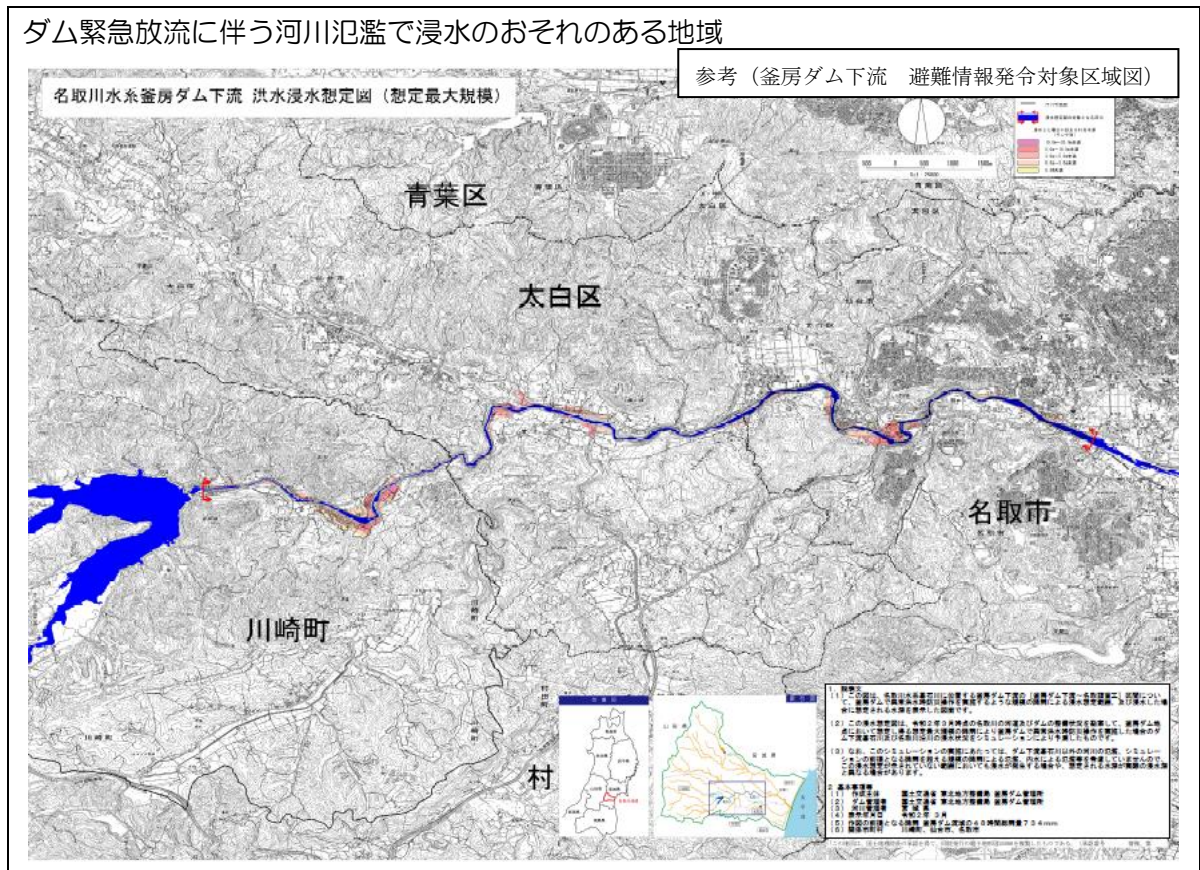
ため池の決壊による浸水のおそれのある区域



※ため池ハザードマップの詳細については、下記の URL を参照。(仙台市ホームページ)
https://www.city.sendai.jp/norindoboku-sebi/kurashi/shizen/norinsuisan/tameike/hazard_map.html



ダム緊急放流に伴う河川氾濫で浸水のおそれのある地域



※ダム下流浸水想定図の詳細については、下記の URL を参照。(仙台市ホームページ [令和3年度仙台市防災会議資料 2-2 参照])
<http://www.city.sendai.jp/kekaku/shise/security/kokai/fuzoku/fuzokukikan/kanri-shitsu/bosai/index.html>



(3) 地域における水害・土砂災害等の危険性に応じた避難の流れ(1つ選択)

河川氾濫	土砂災害		参照する項目番号
危険性がある	危険性がない	→	3-1
危険性がない	危険性がある	→	3-2
危険性がある	危険性がある	→	3-3
危険性がない	危険性がない	→	3-4

※ 内水氾濫の危険性がある場合は、3-4 を参照してください。

(4) 地域におけるため池決壊の危険性に応じた避難の流れ

ため池決壊	参照する項目番号
危険性がある	3-5

※ ため池の決壊については、大雨に伴うもの以外に、大きな地震によっても危険性が高まる場合があることに注意が必要です。

(5) ダム緊急放流による水害の危険性に応じた避難の流れ

ダム緊急放流による河川氾濫	参照する項目番号
危険性がある	3-6

3 日頃からの備えと大雨の際の行動



(1) 日頃からの備え

大雨の際などに適切に避難するためには、あらかじめ、ハザードマップをもとに水害や土砂災害のおそれのある区域と、避難場所や避難経路を確認しておきましょう。なお、避難の際には、防災用品や医薬品、貴重品等必要なものを持って避難しましょう。日頃から非常持ち出し袋を準備しておくことで安心です。近所にお年寄りや体の不自由な方など早めの避難が必要な方がいる場合には、避難の際に手助けが必要か、また、目や耳が不自由な方（特に単身の方や障害者同士の夫婦等）がいる場合には、避難情報などをどのように届けるか、日頃から確認しておきましょう。

(2) 各種情報の主な入手方法

災害発生前に安全に避難するためには、必要な情報を速やかに入手することが大切です。気象情報や避難情報は、市や防災関係機関、マスメディア等から、さまざまな手段で発信されます。テレビ、ラジオ、パソコンや携帯電話・スマートフォンなどを活用し、積極的に情報を入手しましょう。これら以外に災害発生の前兆現象にも注意しましょう。

テレビ パソコンやスマートフォン以外でも、災害情報を知ることができます。

- 1 テレビの電源を入れリモコンの「d(データ放送)」ボタンを押す。
- 2 リモコンの矢印で必要な情報に合わせ「決定」を押す。

※テレビのリモコンの一例です

※表示される情報は放送局によって異なります

携帯電話・スマートフォン・パソコン

災害発生をすみやかに知る

社の都防災メール【登録が必要】
 災害に関する情報を、あらかじめ登録した方にメールでお知らせします。
<http://sendacity.bosai.info/sendacity/bosaimail/>

緊急速報メール【登録不要】
 対象地域内で携帯電話やスマートフォン(対応機種)をお持ちの方に対して、緊急を要する避難情報などを一斉にお知らせします。

仙台市危機管理局 Twitter【フォロー必要】
 @sendai_kiki

仙台市危機管理局【多言語版】 Twitter
 @sendai_kiki2

市内の災害情報や避難情報など、防災関連の情報をお知らせします。

災害や地域の状況をくわしく知る

仙台市ホームページ
<https://www.city.sendai.jp/>

せんだいくらしのマップ
 洪水や土砂災害、内水氾濫、防災重点ため池等のリスクを確認できます。

避難情報ウェブサイト
 簡単な操作で、避難情報や最寄りの避難所を確認できます。
<https://hinan.city.sendai.jp>

仙台防災ナビ
 各地域での防災の取組や、平時からの備えなどが学べます。
<https://www.sendaibousai.com>

(3) 大雨・洪水や土砂災害に関する主な気象情報等

大雨注意報・警報	低地の浸水や土砂による災害（警報は重大な災害）が発生するおそれがあると予想されるとき
洪水注意報・警報	河川の増水による災害（警報は重大な災害）が発生するおそれがあると予想されるとき
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表時に、県内において1時間あたり100mm以上の短時間大雨を観測したとき
土砂災害警戒情報	大雨警報が発表されている状況で、土砂災害が発生するおそれが高まったとき
水位到達情報	洪水予報河川以外で洪水により大きな被害を生ずるおそれのある河川の区間において一定の水位に達したとき
指定河川洪水予報	洪水により大きな損害を生ずるおそれのある河川の区間において、一定の水位に達し、さらに上昇が見込まれるとき
大雨特別警報	警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっているとき

気象情報（注意報・警報）は以下の区分により発表されます。

- 仙台市東部（青葉区（宮城総合支所管内を除く）、宮城野区、若林区、太白区（秋保総合支所管内を除く））が該当します。
- 仙台市西部（宮城総合支所管内、秋保総合支所管内、泉区）が該当します。

水位到達情報及び指定河川洪水予報の対象河川は以下のとおりです。

- 水位到達情報
 芥川、増田川、広瀬川、旧芥川、七北田川、梅田川、砂押川
- 指定河川洪水予報
 名取川、広瀬川、七北田川

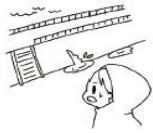
(4) 前兆現象

大雨に限らず、それほど強くない雨でも数時間から数日間降り続いた場合は、地盤がゆるんで崩れやすくなったり、川が増水したりします。災害発生の前兆現象が少しでも見られたら、速やかに安全な場所へ避難してください。

水害の前兆現象

河川氾濫による浸水

- 川の水が増えてきた
- 堤防から水が噴き出している
- 堤防に亀裂や変形が見られる



内水による浸水

- マンホールから水があふれている
- 側溝の水が逆流している
- 大きな水たまりができています



土砂災害の前兆現象

- がけ、地面のひび割れ・陥没
- がけ、斜面からの湧水
- 小石がパラパラと落ちてくる
- 地鳴り、山鳴りがする
- 湧水が止まる、川の水が濁る
- 土臭いにおいがする



(5) 避難に関する情報

災害の発生により危険が及ぶおそれがある場合等には仙台市から避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）を発令しますので、速やかに避難行動を開始してください。避難情報を発令する際には、原則として開設する避難所もあわせてお知らせします。



■ 避難情報の発令対象について

- ① 河川氾濫による避難情報は、原則として浸水想定区域（河川氾濫）を対象に発令します。
- ② 土砂災害による避難情報は、原則として土砂災害のおそれのある区域（土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域）を対象に発令します。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	行動を促す情報
5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保
＜警戒レベル4までに必ず避難！＞			
4	災害の おそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示
3	災害の おそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化 のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報 (気象庁)

…※

※警戒レベル5は必ず発令されるものではないので、警戒レベル4までに避難をお願いします。

(6) 避難時の携行品(例)

- ▶ 食料・飲料水(重さに注意)、タオル、ちり紙、着替え、懐中電灯、携帯ラジオ、救急医薬品、常用の薬、お薬手帳、乳児用ミルク、生理用品、衛生用品(マスク、体温計、手洗い用せっけん、消毒液)、携帯電話の簡易充電器、現金など、自分や家族が必要とするもの
- ▶ 身軽な服装と底の厚い運動靴、雨具や防寒着など
- ▶ 家族の名札(住所、氏名、性別、生年月日、血液型を記載) など

3-1 河川氾濫からの避難にあたって



(1) 避難行動開始の時期

- ▶ 堤防から水が噴き出すなど、前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、市の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 河川氾濫への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報等	市の対応	住民	地域団体
大雨	氾濫注意水位 (水位到達情報) 氾濫注意情報 (指定河川洪水予報) 氾濫警戒情報 土砂災害警戒情報 大雨警報・洪水警報	情報収集 (気象・災害) 避難所開設準備	・各種情報に気をつける ・窓や雨戸などの点検 ・テレビ等により情報入手	
大雨が継続	避難判断水位 氾濫危険水位 氾濫危険情報 大雨特別警報	【警戒レベル3】 高齢者等避難 避難所開設 ※ 中小河川は高齢者等 避難の発令基準なし	・高齢者等は避難開始 ・それ以外の方も 避難の準備 ・避難所の確認	・避難所開設の情報 把握(避難所担当 職員から連絡) ・災害時要援護者へ 情報伝達・避難支援
豪雨	氾濫発生 情報 災害切迫	【警戒レベル4】 避難指示 【警戒レベル5】 緊急安全確保	・指定避難所等や洪水 浸水想定区域等の外へ 避難 ・避難が難しい場合 は、早期の立ち退き 避難が必要な区域 外の指定避難所等 の2階以上に避難 ・周囲の異常を通報 ・直ちに身の安全 を確保	・避難者の状況 把握(避難所担当 職員から連絡)
河川氾濫	警報等解除	現場確認 避難情報解除	・安全確認しな がら帰宅	・必要に応じて避難 所運営(避難所担当 職員から依頼)
雨止む				

(3) 避難時の原則

- ▶ 河川氾濫の浸水想定区域外へ避難します。
 - ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
 - ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
 - ▶ 浸水想定区域内の指定避難所では、1階への浸水を想定して、校舎の2階以上などへ避難します。
 - ▶ 状況によっては、屋外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅2階以上などに緊急避難します。
- ※ 大人が歩行できる水の深さは約 50cm（膝下）までとされていますが、水の流れが速ければ 20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

「前兆現象」又は「避難情報」の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、早期の避難が可能な場合 (浸水想定区域外の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所**() ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難時期が遅れた場合 (浸水想定区域内の避難所へ避難する場合)

→ **避難所**() **2階以上** ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL) ^連絡

() ^一時避難
安全な場所を記入しましょう

③避難が必要だが、避難所への移動が危険と判断される場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2階以上** ^

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2階以上の部屋** ^

3-2 土砂災害からの避難にあたって



(1) 避難行動開始の時期

- ▶ 裏山から石が転がってくるなど、前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 土砂災害への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報等	市の対応	住民	地域団体
大雨 大雨が継続 豪雨 小規模な土砂崩れ 土砂災害	大雨警報・洪水警報 土砂災害警戒情報 大雨特別警報	情報収集（気象・災害） 避難所開設準備 【警戒レベル3】 高齢者等避難 避難所開設 【警戒レベル4】 避難指示 【警戒レベル5】 緊急安全確保	各種情報に気をつける 窓や雨戸などの点検 テレビ等により情報入手 高齢者等は避難開始 それ以外の方も避難の準備 避難所の確認 安全な場所へすぐに避難（外への避難がかえって危険な場合は建物2階以上などで安全確保） 周囲の異常を通報 直ちに身の安全を確保	避難所開設の情報把握（避難所担当職員から連絡） 災害時要援護者へ情報伝達・避難支援 避難者の状況把握（避難所担当職員から連絡）
雨止む		現場確認 避難情報解除	安全確認しながら帰宅	必要に応じて避難所運営（避難所担当職員から依頼）

(3) 避難時の原則

- ▶ 土砂災害のおそれのある区域外へ避難します。
 - ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
 - ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
 - ▶ 状況によっては、屋外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅2階以上（がけの反対側）などに緊急避難します。
- ※ 大人が歩行できる水の深さは約 50cm（膝下）までと言われていますが、水の流れが速ければ 20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

「前兆現象」又は「避難情報」の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、避難所までの避難経路に危険が無い場合

→ **避難所** (小中高等学校など避難所名を記入しましょう) ^
※到着しても避難所が開錠されていない場合は、
区役所 (TEL) ^連絡
(安全な場所を記入しましょう) ^一時避難

②避難が必要だが、避難所までの避難経路に危険がある場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物** ^

③外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2 階以上(がけの反対側)の部屋** ^

3-3 河川氾濫、土砂災害からの避難にあたって



(1) 避難行動開始の時期

- ▶ 裏山から石が転がってくる、堤防から水が噴き出すなど前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからお知らせします）

(2) 河川氾濫、土砂災害への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報等	市の対応	住民	地域団体
大雨 大雨が継続 豪雨 小規模な土砂崩れ 土砂災害、河川氾濫	大雨警報・洪水警報 土砂災害警戒情報 大雨特別警報	注意 警戒 危険 災害切迫	各種情報に気をつける 窓や雨戸などの点検 テレビ等により情報入手	
	氾濫注意水位 避難判断水位 氾濫危険水位 氾濫発生情報	【警戒レベル3】 高齢者等避難 避難所開設 ※ 中小河川は高齢者等避難の発令基準なし	高齢者等は避難開始 それ以外の方も避難の準備 避難所の確認	避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡) 災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
	氾濫注意情報 氾濫警戒情報 氾濫危険情報 氾濫発生情報	【警戒レベル4】 避難指示	指定避難所等や洪水浸水想定区域等の外へ避難 避難が難しい場合は、早期の立ち退き避難が必要な区域外の指定避難所等の2階以上に避難 周囲の異常を通報	避難者の状況把握(避難所担当職員から連絡)
	警報等解除	【警戒レベル5】 緊急安全確保	直ちに身の安全を確保	
雨止む		現場確認 避難情報解除	安全確認しながら帰宅	必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(3) 避難時の原則

- ▶ 河川氾濫の浸水想定区域外及び土砂災害の恐れのある区域外へ避難します。
 - ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
 - ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
 - ▶ 1階への浸水を想定して、校舎の2階以上などへ避難します。
 - ▶ 状況によっては、屋外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、自宅2階以上（がけの反対側）などに緊急避難します。
- ※ 大人が歩行できる水の深さは約 50cm（膝下）までとされていますが、水の流れが速ければ 20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。

(4) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

- ★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。
- ポイント
- 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)
 - 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)
 - 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

「前兆現象」又は「避難情報」の確認



自分・家族の安全確保 (自助)

避難所・安全な場所の確認

①避難が必要で、避難所への避難経路に危険が無く、早期の避難が可能な場合
(浸水想定区域外の避難所へ避難する場合)

→ **避難所** () ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所** () ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

→ **避難所** () ^
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難所への避難経路に危険は無いが、避難時期が遅れた場合
(浸水想定区域内の避難所へ避難する場合)

→ **避難所** () **2 階以上** ^

小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL () ^連絡

(安全な場所を記入しましょう) ^一時避難

③避難が必要だが、避難所までの避難経路に危険がある場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2 階以上** ^

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2 階以上(がけの反対側)の部屋** ^

3-4 大雨時の避難にあたって



(1) 避難行動開始の時期

- ▶ 危険を感じたとき（自己判断による避難となります）
- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、消防車、広報車、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、市ホームページ、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービスなどからお知らせします）
 - ※土砂災害や河川氾濫のおそれのある区域外であっても、災害の発生状況により、避難情報が発令される場合があります。

(2) 大雨への対応イメージ

降雨と被害状況	気象情報	市の対応	住民	地域団体
大雨	大雨警報・洪水警報 土砂災害警戒情報 大雨特別警報	情報収集 (気象・災害)	・各種情報に気をつける	
大雨が継続		避難所開設準備	・窓や雨戸などの点検 ・テレビ等により情報入手	
豪雨		【警戒レベル3】 高齢者等避難	・高齢者等は避難開始 ・それ以外の方も避難の準備 ・避難所の確認	・避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡) ・災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
地下空間の浸水等		【警戒レベル4】 避難指示	・安全な場所へすぐに避難(外への避難がかえって危険な場合は建物2階以上などで安全確保) ・周囲の異常を通報	・避難者の状況把握(避難所担当職員から連絡)
内水氾濫等		【警戒レベル5】 緊急安全確保	・直ちに身の安全を確保	
雨止む	警報等解除	現場確認 避難情報解除	・安全確認しながら帰宅	・必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(3) 避難時の原則

- ▶ 自宅2階以上など、自宅内の避難を優先します。
 - ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
 - ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
- ※ 大人が歩行できる水の深さは約 50cm（膝下）までとされていますが、水の流が速ければ 20cm（くるぶし程度）でも歩行できなくなります。



(1) 防災重点ため池とは？



【決壊の前兆現象の例】
法面の崩れや堤の亀裂、水の噴出など

「防災重点ため池」は、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与える恐れのあるため池です。

緊急時の迅速な避難行動につなげるため、浸水想定区域が示されたハザードマップを確認しましょう。

(2) 避難行動開始の時期

- ▶ 堤防（土手）から水が噴き出すなど、前兆現象を確認したとき
- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからお知らせします）

(3) 大雨時の対応イメージ

降雨等の状況	ため池の状況	市の対応	住民	地域団体
大雨 大雨が継続 豪雨 大雨警報・洪水警報 土砂災害警戒情報 大雨特別警報	ため池内の水位が上昇	情報収集 (気象・災害)	各種情報に気をつける	
	設計洪水位に達する	【警戒レベル3】 高齢者等避難 避難所開設	・高齢者等は避難開始 ・それ以外の方も避難の準備 ・避難所の確認	・避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡) ・災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
	設計洪水位を超え、なお水位上昇のおそれ	【警戒レベル4】 避難指示	・指定避難所等や浸水想定区域外へ避難 ・避難が難しい場合は、早期の立ち退き避難が必要な区域外の指定避難所等の2階以上に避難	避難者発生状況把握(避難所担当職員から連絡)
	堤体(土手)決壊のおそれ、氾濫の発生	【警戒レベル5】 緊急安全確保	・直ちに身の安全を確保	
雨止む	決壊のおそれなくなる	現場確認 避難情報解除	安全確認しながら帰宅	必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(4) 地震時の対応イメージ

市の対応	住民	地域団体	
地震発生(震度5弱以上) ため池の点検 ↓ ため池の変状等あり ↓ 堤体(土手)の決壊を確認	情報収集	各種情報に気をつける	
	高齢者等避難 避難所開設	・高齢者等は避難開始 ・それ以外の方も避難の準備 ・避難所の確認	・避難所開設の情報把握 (避難所担当職員から連絡) ・災害時要援護者へ情報 伝達・避難支援
	避難指示	・指定避難所等や浸水想定区域 外へ避難 ・避難が難しい場合は、早期の 立ち退き避難が必要な区域外の 指定避難所等の2階以上に避難 ・ため池の異常を通報	避難者発生の状況把握 (避難所担当職員から連絡)
	緊急安全確保	・直ちに身の安全を確保	

(5) 前兆現象又は避難情報の確認直後の避難行動

★ 前兆現象等を確認し、避難が必要な場合の行動について、流れを記載しています。

ポイント ○ 災害が発生した場合は、まず自分の身は自分で守ります。(自助)

○ 地域では、住民同士が協力し、災害時要援護者の安全を確認します。(共助)

○ 前兆現象が確認された場合は、安全確保後に消防等に通報します。

■ 対象ため池の名称 ()

①避難が必要で、早期の避難が可能な場合(浸水想定区域外の避難所へ避難する場合)

→ **避難所()**へ
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難時期が遅れた場合(浸水想定区域内の避難所へ避難する場合)

→ **避難所()2階以上**へ
小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所 (TEL ())へ連絡

()へ一時避難
安全な場所を記入しましょう

③避難が必要だが、避難所への移動が危険と判断される場合

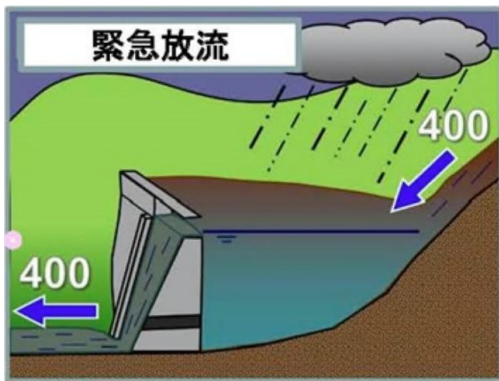
→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2階以上**へ

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2階以上の部屋**へ



(1) ダム緊急放流とは？



出典：防災用語ウェブサイト(水害・土砂災害)

ダムの能力を超えるような大雨によりダムが満水になったとき、ダムに流入する水をそのまま下流に通過させるダム操作を「緊急放流（異常洪水時防災操作）」といいます。

ダムの緊急放流により、下流の川の水が増水し、氾濫のリスクが高まるため、ダム下流浸水想定区域を確認し、迅速に避難行動を開始しましょう。

(2) 避難行動開始の時期

- ▶ 市から地域に対し避難情報（高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保）の発令があったとき（避難情報はテレビやラジオ、市ホームページ、杜の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからお知らせします）

(3) ダム緊急放流への対応イメージ

降雨等の状況	ダムの状況	市の対応	住民	地域団体
 大雨 大雨特別警報	ダムの水位が上昇	情報収集 (気象・災害)	各種情報に気をつける 川付近でサイレンが聞こえたら河原から離れる	
	ダムの能力を超える洪水が予想され、概ね 3 時間後に緊急放流を実施する	<div style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">【警戒レベル3】 高齢者等避難</div> 避難所開設	・高齢者等は避難開始 ・それ以外の方も避難の準備 ・避難所の確認	・避難所開設の情報把握(避難所担当職員から連絡) ・災害時要援護者へ情報伝達・避難支援
	ダムの能力を超える洪水が予想され、概ね 1 時間後に緊急放流を実施する	<div style="background-color: purple; color: white; padding: 2px;">【警戒レベル4】 避難指示</div>	・指定避難所等や浸水想定区域外へ避難 ・避難が難しい場合は、早期の立ち退き避難が必要な区域外の指定避難所等の 2 階以上に避難	避難者発生状況把握(避難所担当職員から連絡)
	ダムで緊急放流を開始する	<div style="background-color: black; color: white; padding: 2px;">【警戒レベル5】 緊急安全確保</div>	・直ちに身の安全を確保	
 雨止む	ダムの水位が下がる	現場確認 避難情報解除	安全確認しながら帰宅	必要に応じて避難所運営(避難所担当職員から依頼)

(4) 避難時の原則

- ▶ ダム下流浸水想定区域の外へ避難します（ダム下流浸水想定区域が示されていないダムの場合は、避難情報の対象地域の外へ避難します）。
- ▶ ハザードマップを確認し、危険な場所を通らないようにします。
- ▶ 河川や用水路の周囲に近づかないようにします。
- ▶ 1階への浸水を想定して、校舎の2階以上などへ避難します。
- ▶ すでに川が増水・氾濫しているなど、屋外へ避難するとかえって危険な場合がありますので、そのようなときは、近隣の頑丈な高い建物などに緊急避難します。

(5) ダムが緊急放流する場合の避難の注意事項

- 洪水浸水想定区域は、ダム（緊急放流に伴うもの）と、河川（大雨に伴うもの）の2つがあります。ダムの放流に関わらず、河川に対する避難情報が発令された地域にいる場合は、避難行動を開始する必要があります。
- 河川水位の急な上昇によって、ダム下流の川に近い地域では避難が困難になるおそれがあるため、ダム緊急放流に関する避難情報の発令があったら、速やかに避難しましょう。



対象ダム	下流の河川	洪水浸水想定区域の有無	
		ダム	河川
釜房ダム	名取川	○	○
大倉ダム	広瀬川	—	○
七北田ダム	七北田川	—	○
樽水ダム	増田川	—	○

■ 対象ダム〔下流河川〕の名称（〔 〕）

①避難が必要で、早期の避難が可能な場合（ダム・川の浸水想定区域外の避難所へ避難する場合）

→ **避難所**（ ）へ

小中高等学校など避難所名を記入しましょう

②避難が必要で、避難時期が遅れた場合（ダム・川の浸水想定区域内の避難所へ避難する場合）

→ **避難所**（ ）**2階以上**へ

小中高等学校など避難所名を記入しましょう

※到着しても避難所が開錠されていない場合は、

区役所（TEL ）へ連絡

（ ）へ一時避難
安全な場所を記入しましょう

③避難が必要だが、避難所への移動が危険と判断される場合

→ **近隣のコンクリート造など堅牢な建物 2階以上**へ

④外に出ることさえ危険と判断される場合

→ **自宅 2階以上の部屋**へ

第2章 避難所開設

- ▶ 大雨時の避難所開設については、災害発生前に安全に避難できるよう避難所を早めに開設しておくという点、開設と避難者の受け入れは基本的に避難所担当職員及び施設管理者、地域団体が事前に定めたルールに基づいて行うという点、災害発生の危険性がなくなるまでの間だけの開設となることが多い点、避難所の立地によってあらかじめ使用の可否や使い方が決まっている点が地震の場合と大きく異なります。
- ▶ 本章では、大雨時に開設される避難所、避難所開設までの流れ、関係者の情報連絡体制について記載しています。

1 大雨時の開設避難所

★ 河川・ため池の水位や土砂災害の危険度の上昇に伴い、避難情報を発令した場合に開設される避難所について記載しています。

ポイント ○ 地域の避難所がどのように開設されるのか確認します。

○ 河川氾濫は浸水想定区域外への避難が原則となりますので、河川から離れた避難所も開設します。

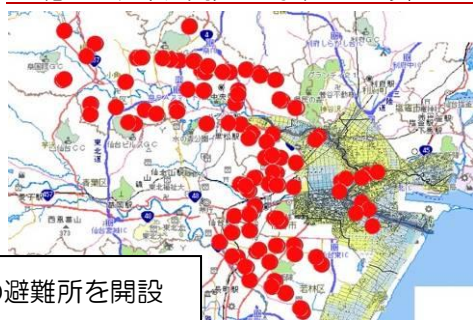
○ 下記の状況に合致しない場合でも、前兆現象や実災害により例外的に開設することがあります。

(1) 河川氾濫

▶ 水位上昇が確認された河川区間の浸水想定区域に避難情報を発令し、浸水想定区域を含む区内の大雨時に開設する指定避難所の開設を基本とします。

区分	河川名	対象区				
		青葉区	宮城野区	若林区	太白区	泉区
洪水予報河川、 または水位周知 河川	名取川		○	○	○	
	増田川				○	
	広瀬川	○	○	○	○	
	旧笹川				○	
	笹川				○	
	七北田川(下流部)		○	○		○
	七北田川(上流部)					○
	梅田川		○			
砂押川		○				
その他河川 (中小河川)	坪沼川				○	
	支倉川				○	

七北田川(下流)の水位が上昇した場合(例)



※ 青葉区は宮城総合支所管内、太白区は秋保総合支所管内を除きます。

※ 岩切東コミュニティ・センターは七北田川の浸水想定区域内で平屋建てのため、開設しません。

※ 中小河川は、浸水想定区域の近隣の避難所を開設します。

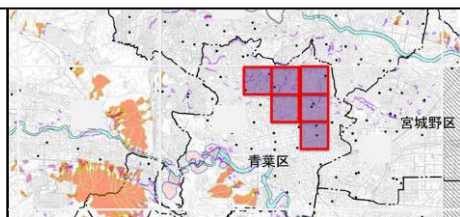
(2) 土砂災害

▶ 気象庁HP等で1kmメッシュの土砂災害危険度の上昇が確認された場合、該当する区・総合支所の土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域(地すべりを除く)に避難情報を発令し、同区・総合支所管内の指定避難所を開設します。

※八木山南小、湯元小、人來田中、八乙女中は土砂災害警戒区域内に体育館や校舎があるため、開設しません。

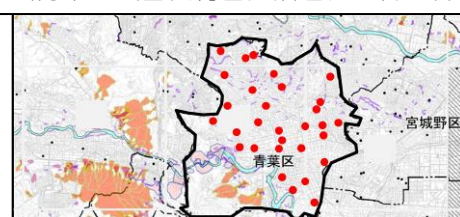
青葉区内で土砂災害危険度が上がった場合(例)

□のメッシュ内の土砂災害危険度が上昇



●の避難所を開設

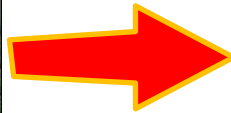
(青葉区〔宮城総合支所管内を除く〕)



(3) ため池

- ▶ 決壊の危険度が高まったため池の浸水想定区域に避難情報を発令し、浸水想定区域の内部又は近隣の指定避難所を開設します。

愛子ため池・斉勝沼ため池で決壊のおそれが高まった場合（例）



(4) ダム緊急放流による河川氾濫

- ▶ ダム緊急放流の可能性が高まったダムにかかる浸水想定区域に避難情報を発令し、浸水想定区域の近隣の指定避難所を開設します。ダム下流浸水想定図が示されていないダムが緊急放流を行う場合は、ダム管理者等から提供された情報を総合的に勘案して開設する指定避難所を決定します。

2 関係者の行動や役割の確認



「地域団体」の行動や役割

気象等の防災情報や避難情報を、テレビやラジオ、市ホームページ、市の都防災 Web・メール、仙台市危機管理局 Twitter、緊急速報メール、せんだい避難情報電話サービス、消防車、広報車などからいち早く得るようにします。

- ▶ 避難情報や避難所の状況について、避難所担当職員からも連絡をします。
- ▶ 避難情報を受け、高齢者や障害者など、地域の災害時要援護者へ情報伝達を行うとともに、自力での避難が困難な地域住民の避難支援を行います。
- ▶ 事前に定めたルールに従い避難所開設や避難者の受入れを行います。

【注意！】避難所開設への参集

豪雨が続く中での外出は危険を伴います。地域団体に避難所開設に関わる場合は、道路が冠水する前など早期の段階で参集してください。



「避難者」の行動や役割

- ▶ 市が発令した避難情報を入力したら、身の回りの品や体をふくタオル等を持って、速やかに避難行動を開始します。
- ▶ 避難所では避難所担当課等と連携して備蓄物資の配布等、各種活動を積極的に行います。



「避難所担当課・避難所担当職員」の行動や役割

- ▶ 該当する地域団体へ避難情報の発令や避難所開設状況等の情報提供と併せて事前に定めたルールに従い、避難所運営の協力を依頼します。
- ▶ 避難所担当課職員は、土砂災害警戒情報の連絡を受け、避難所へ向かいます。
- ▶ 指定動員職員は、勤務時間外に土砂災害警戒情報の発表があれば、避難所へ向かいます。
- ▶ 市が発令した避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令した場合や、水害・土砂災害の前兆現象や災害発生を確認した場合、避難所に避難者が来た場合など、区災害対策本部の連絡又は指示に基づき避難所の開設を主体的に行います。
- ▶ 避難者が来た場合は、屋内受入を行い、区災害対策本部に連絡します。



「施設管理者・職員」の行動や役割

- ▶ 土砂災害警戒情報の連絡を受け、避難所へ向かいます。
- ▶ 市が発令した避難情報(高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)を発令した場合や、水害・土砂災害の前兆現象や災害発生を確認した場合、避難所に避難者が来た場合などに区災害対策本部の連絡又は指示に基づき、避難所の開設を行います。
- ▶ 施設利用者の安全を第一に確保し、施設の安全確認を行います。



「区災害対策本部」の行動や役割 ※「区災害警戒本部」を含む

- ▶ 土砂災害警戒情報が発表された際や、市本部から避難情報が発令された際、避難所に避難者が来た際に避難所開設指示等を「避難所担当職員」及び「施設管理者」に伝達します。
- ▶ 避難所の状況を市災害対策本部へ報告します。

※ 避難情報が解除された後も、被災によって引き続き避難生活を続ける必要がある場合は、避難所運営マニュアル（活動編）に従い、関係者が協力して避難所を運営します。

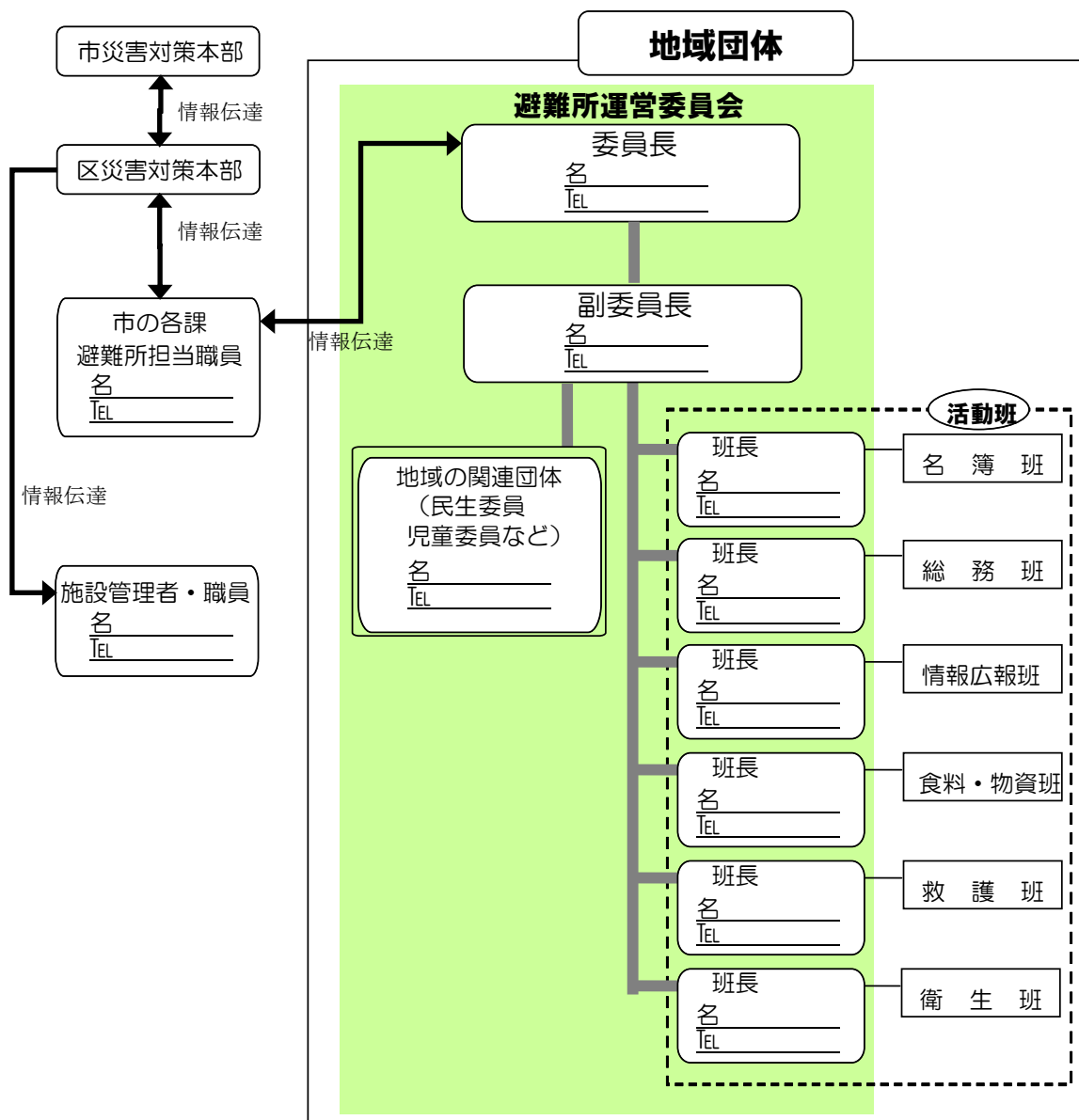
3 情報連絡体制

- ★ 市災害対策本部、区災害対策本部、避難所担当職員、施設管理者、地域団体の情報連絡を行う体制です。
- ★ 主に避難所開設、避難者発生、避難所運営依頼、避難所閉鎖を連絡します。

(1) 連絡内容

- ▶ 避難所開設時は、地域への避難情報発令状況、避難所開設時間、職員到着の有無等を連絡します。
- ▶ 避難者発生時は、避難者の人数、避難者の情報等を連絡します。
- ▶ 避難所運営依頼時は、避難所運営の依頼、避難者の人数等を連絡します。
- ▶ 避難所閉鎖時は、避難者の有無、移動先、避難情報の解除等を連絡します。

(2) 連絡体制図

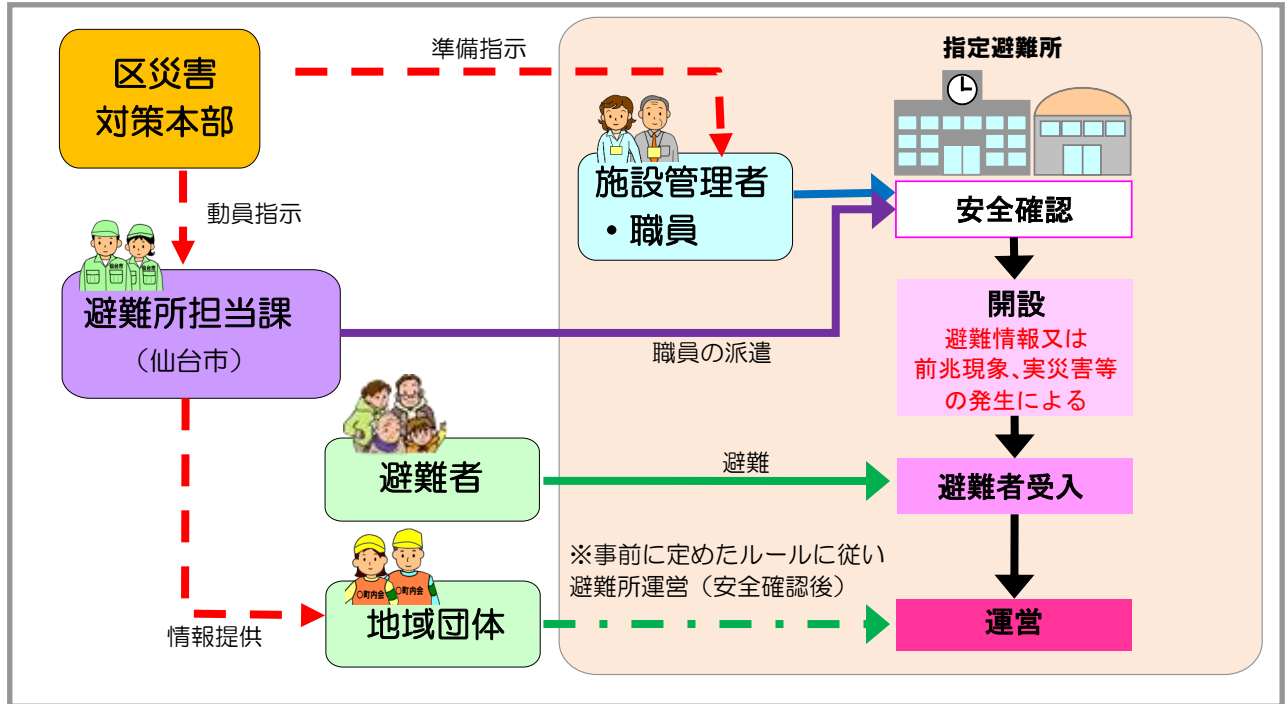


※ 各班員・組員(避難者)には、班長・組長が伝達し連携しましょう。

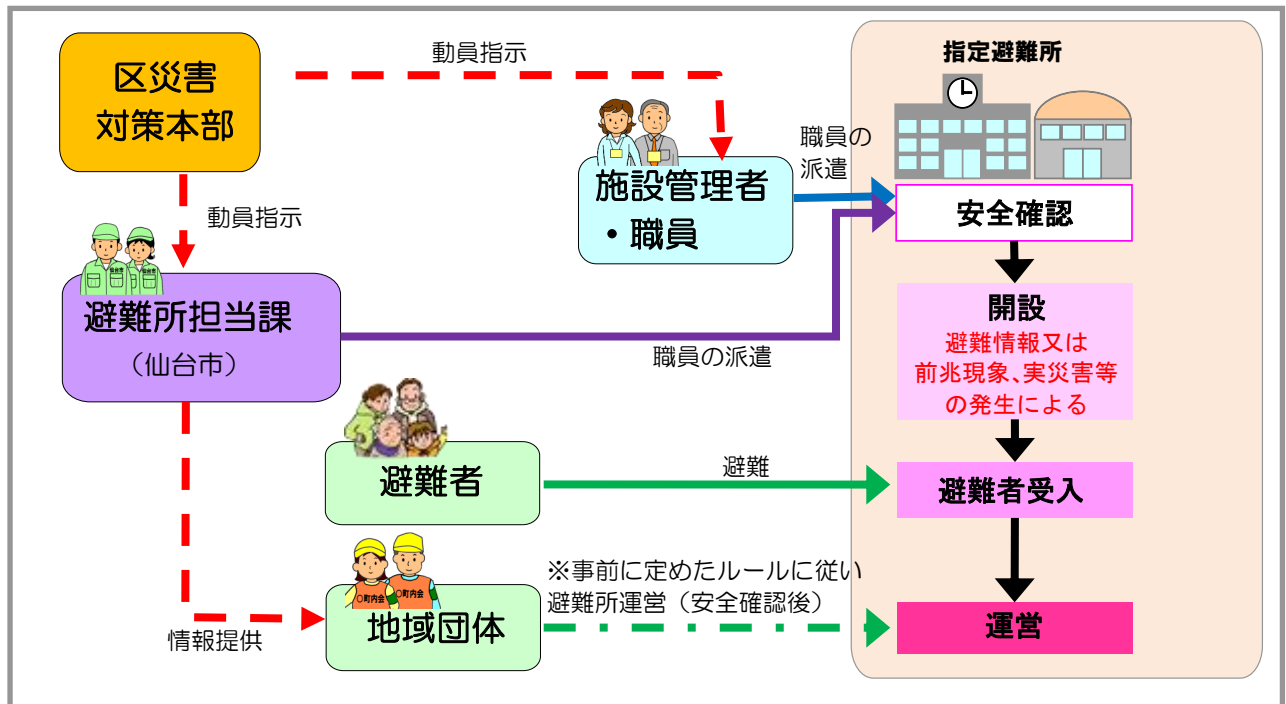
4 避難所開設の流れ - 指定避難所を例に -

- ★ 区本部の開設指示から避難所を開設するまでの基本的な流れを記載しています。
- ★ ここでは、「指定避難所」を例にしています。
- ★ 災害が発生した時間帯によって、対応が一部異なります。
- 下図を参考に、該当する時間帯に応じて「避難所到着時」の行動要領に進んでください。

* 施設の職員がいる時間帯 (避難所到着時の行動は4-1へ)



* 施設の職員がいない時間帯 (避難所到着時の行動は4-2へ)



4-1 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいる場合）

- ★ 平日の日中など、避難所に施設管理者等がいる時間帯の行動要領です。
- ポイント 施設管理者等が施設の安全確認を行っています。
児童・生徒や施設利用者がいることがあります。
- ★ 以下の手順で、避難所屋内へと避難します。



施設管理者・職員

チェック

施設の安全確認を実施します。

- * 児童・生徒や施設の利用者の誘導を行います。
- * 施設の安全を確認します。建物が明らかに危険な状態の場合は避難所を開設しません。



避難所担当職員

チェック

避難所に到着したら、避難の状況や施設の状況を確認します。

- * 施設管理者等が施設の安全確認を行っていますので支援します。

チェック

避難の状況や施設の被害状況などを区災害対策本部へ報告します。

- * 「避難所状況報告書（様式集P1）」にまとめ、電話や防災行政用無線で状況を報告するとともに、本部の指示の下必要な行動を行います。
- * マニュアルシート集G-①に同内容が記載されています。

チェック

施設の安全が確認され、避難者が来たら屋内に誘導します。

- * 体育館などの広いスペースに誘導します。（浸水想定区域内は校舎等2階以上）
- * 施設が危険と判断される場合は、区災害対策本部の指示に基づき、避難者を他の避難所へ誘導しましょう。

事前に定めたルールにより避難所の開設と避難者の受け入れを行います

事前を選択（地域の実情に合わせて検討してください）

地域団体

大雨時は、避難所の開設や避難者の受け入れに従事しません。



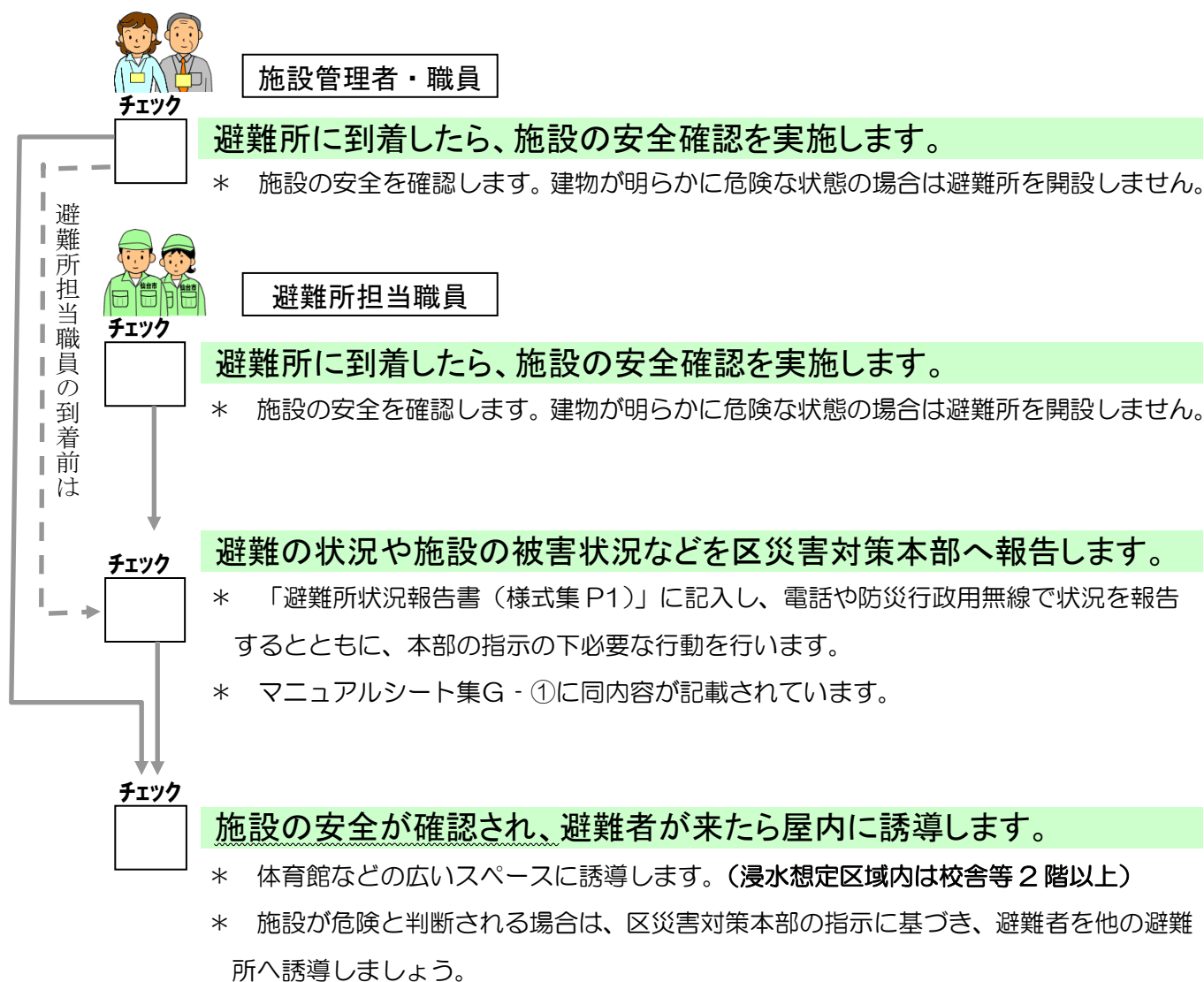
大雨時は、避難所の開設や避難者の受け入れに従事します。

- * 地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所開設を行います。
- * 避難所開設に従事する場合は、道路が冠水する前など早期の段階で参集します。

※ 避難情報が解除された後も、被災によって引き続き避難生活を続ける必要がある場合は、避難所運営マニュアル（活動編）に従い、関係者が協力して避難所を運営します。

4-2 避難所到着時の行動（施設管理者や施設の職員がいない場合）

- ★ 夜間や休日など、避難所に施設管理者等がいない時間帯の行動要領です。
- ポイント 避難者の到着時に、職員が未到着（鍵が開いていない）の場合があるため
入り口等で待機していただくことがあります。
- ★ 以下の手順で、避難所内へと避難します。



事前に定めたルールにより避難所の開設と避難者の受入れを行います

（地域の実情に合わせて検討してください）

事前を選択

地域団体

○ 大雨時は、避難所の開設や避難者の受入れに従事しません。



○ 大雨時は、避難所の開設や避難者の受入れに従事します。

- * 地域団体、避難所担当職員、施設管理者や施設の職員が集合し、避難所開設を行います。
- * 避難所開設に従事する場合は、道路が冠水する前など早期の段階で参集します。

※ 避難情報が解除された後も、被災によって引き続き避難生活を続ける必要がある場合は、避難所運営マニュアル（活動編）に従い、関係者が協力して避難所を運営します。

仙台市避難所運営マニュアル（別冊） 大雨時避難・開設編

発行年月 平成28年4月（令和4年6月修正）
編集・発行 仙台市危機管理局防災・減災部防災計画課
〒980-8671
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
電話：022-214-3046
